

自費工事施行承認申請書

令和 年 月 日

調布市長 様

申請者 住所

氏名

施工業者 住所

業者名

電話番号

担当者

(担当者電話番号)

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

記

施工目的						
施工場所	住所	調布市	丁目	番地		
	路線名	市道	号線			
工事内容	工事種別		施工数量等			
	L型側溝工事	<input type="checkbox"/> 切り下げ <input type="checkbox"/> ()		m		
	歩道工事	<input type="checkbox"/> 切り下げ <input type="checkbox"/> ()		m		
	防護柵工事	<input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> ()		m		
	舗装復旧	車道		m ×	m =	m ²
		歩道		m ×	m =	m ²
その他						
工事期間	施行承認日 から 令和 年 月 日 まで					
添付書類	位置図、現況写真、平面図等、構造図					
備考						

- ・ 工事範囲に基準点等がないか必ず確認してご提出ください。
- ・ 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
- ・ 官民境界は必ず確認のうえ、ご申請ください。

年	月	日	E
係	係長	課長補佐	

本申請について、許可してよろしいか。

基準点	安全施設	保全担当係長	開発担当	街路樹

調布市自発第 号

公印

補修担当	工事担当係長		

管理番号

承認条件

- 1 この承認書は、申請者又は施工者が必ず携帯すること。
- 2 市の指示に従わない場合は、工期内といえども本承認を取り消すものとし、市は工作物の移設または撤去を命ずることができる。
- 3 工事により道路その他付属物に損傷を与えたときは、自費により速やかに原状に回復すること。
- 4 工事に起因する事故等が生じたときは、申請者が一切の責任を負い、対応すること。
- 5 道路の復旧については、必要に応じ、道路管理者立会いのうえ範囲を確定し申請者（施工者）において、復旧工事を行うこと。
- 6 工事の施行に際して道路を使用する時は、所轄警察署長の許可を受けその指示に従うこと。
- 7 工事しゅん工後は、速やかに完了届を提出すること。
その際、撮影した工事写真（工事前・中・後）を添付（提出）すること。
- 8 工事に当たっては、境界標（境界石、びょう、木くい）に十分注意し、工事でやむを得ず移動若しくは撤去する場合は、事前に届け出て道路管理者の指示に従うこと。
- 9 L形側溝やガードパイプ等の基礎などコンクリート構造物については、東京都土木工事標準仕様書に基づき、打設後の養生を適正に行うこと。
- 10 道路管理者は、「工事内容」に明記のない工事がなされた場合、工事前への復旧又は当該復旧に準じた措置を命ずることができる。
- 11 特段の取決めがない限り、完了届の提出日から起算して30日を検査期間とし、是正指示があった場合を除き、検査期間終了日から起算して1年の間、瑕疵担保責任を負うこと。
なお、施工不良があった場合のみ、市はその旨連絡を行う。
- 12 自費工事による道路及びその付属物等は、完了検査合格後に市に帰属するものとする。
なお、検査不合格（完了届未提出）の間は申請者が一切の責任を負い、管理等を行うこと。
- 13 []

自費工事施行承認書

調都道自発第 号

令和 年 月 日

住所

氏名

様

調布市長

印

令和 年 月 日付けで申請のあった自費工事の施行については、道路法第24条の規定による承認をします。

施工目的					
施工場所	住所	調布市		丁目	番地
	路線名	市道		号線	
工事内容	工事種別		施工数量等		
	L型側溝工事	<input type="checkbox"/> 切り下げ		m	
		<input type="checkbox"/> ()			
	歩道工事	<input type="checkbox"/> 切り下げ		m	
		<input type="checkbox"/> ()			
	防護柵工事	<input type="checkbox"/> 撤去		m	
<input type="checkbox"/> ()					
舗装復旧	車道		m ×	m =	m ²
	歩道		m ×	m =	m ²
その他					
工事期間	施行承認日 から 令和 年 月 日 まで				
添付書類	位置図、現況写真、平面図等、構造図				
備考					

管理番号

--

承認条件

- 1 この承認書は、申請者又は施工者が必ず携帯すること。
- 2 市の指示に従わない場合は、工期内といえども本承認を取り消すものとし、市は工作物の移設または撤去を命ずることができる。
- 3 工事により道路その他付属物に損傷を与えたときは、自費により速やかに原状に回復すること。
- 4 工事に起因する事故等が生じたときは、申請者が一切の責任を負い、対応すること。
- 5 道路の復旧については、必要に応じ、道路管理者立会いのうえ範囲を確定し申請者（施工者）において、復旧工事を行うこと。
- 6 工事の施行に際して道路を使用する時は、所轄警察署長の許可を受けその指示に従うこと。
- 7 工事しゅん工後は、速やかに完了届を提出すること。
その際、撮影した工事写真（工事前・中・後）を添付（提出）すること。
- 8 工事に当たっては、境界標（境界石、びょう、木くい）に十分注意し、工事でやむを得ず移動若しくは撤去する場合は、事前に届け出て道路管理者の指示に従うこと。
- 9 L形側溝やガードパイプ等の基礎などコンクリート構造物については、東京都土木工事標準仕様書に基づき、打設後の養生を適正に行うこと。
- 10 道路管理者は、「工事内容」に明記のない工事がなされた場合、工事前への復旧又は当該復旧に準じた措置を命ずることができる。
- 11 特段の取決めがない限り、完了届の提出日から起算して30日を検査期間とし、是正指示があった場合を除き、検査期間終了日から起算して1年の間、瑕疵担保責任を負うこと。
なお、施工不良があった場合のみ、市はその旨連絡を行う。
- 12 自費工事による道路及びその付属物等は、完了検査合格後に市に帰属するものとする。
なお、検査不合格（完了届未提出）の間は申請者が一切の責任を負い、管理等を行うこと。
- 13 []

年 月 日				E	このことについて、報告します。					
係	係長	課長補佐	課長		補修担当	工事担当係長	安全施設	保全担当係長	開発	街路樹

令和 年 月 日

調布市長様

申請者 住所

氏名

施工業者 住所

氏名

完了届

下記の工事が完了しましたので、検査願います。

なお、瑕疵期間内の対応については、法令及び事前協議内容を遵守のうえ、誠意をもって対応いたします。

承認番号		調都道自発第		号
管理番号				
完了日	令和	年	月	日
工事場所	調布市		丁目	番地
添付書類	案内図、しゅん工図（平面図）、工事写真（工事前から工事中、しゅん工までの流れがわかるもの）			
市連絡先	都市整備部道路管理課 維持管理係 占用担当			
	042-481-7725（直通）			

※ 原則として、自費工事の検査結果については連絡しておりません。完了届の提出日から起算して30日以内に市から連絡がない場合は、検査合格とご判断ください。

管理番号

《舗装構造図 1》 車道舗装(アスファルト・コンクリート)

図1 高級舗装(70)

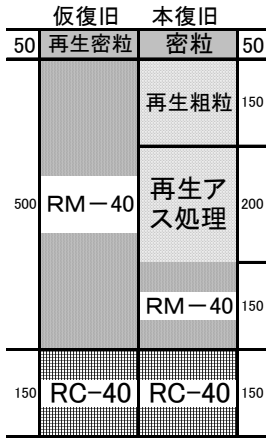


図2 高級舗装(65)

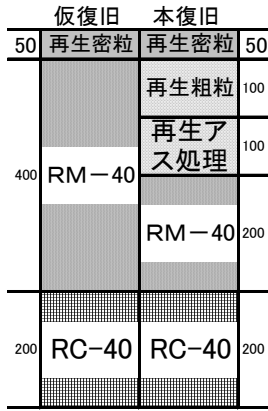
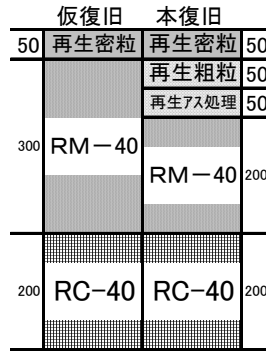


図3 高級舗装(55)



● 舗装復旧対応

・築造時期, 箇所により舗装構造が異なる為, 掘削時の現状どおりの復旧とする。構造図と現況に相違があった場合は必ず連絡すること。

・仮復旧については, 道路管理者と工事内容等の確認・協議を行った上で決定すること。

● 乳材対応

・路盤(RM)上にはプライムコート, 基層上(粗粒・アス処理)にはタックコートを使用し, 透水性の歩道舗装には乳材の使用を不可とする。

● 路盤対応

・路盤の敷均しに当たり, 材料の分離に注意し下層路盤については1層の仕上がり厚さが20cmを超えないように, 上層路盤については1層の仕上がり厚さが15cmを超えないように均一に敷均すこと。

図4 中級舗装(40)

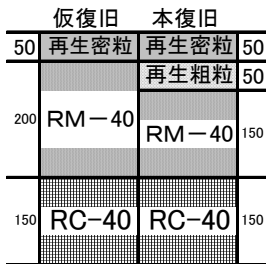


図5 簡易舗装(40)

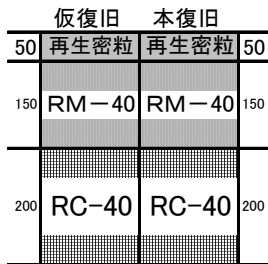


図6-1 コンクリート舗装(40)

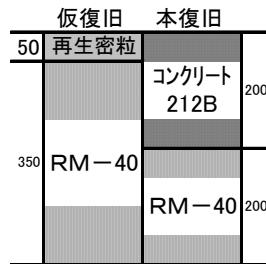
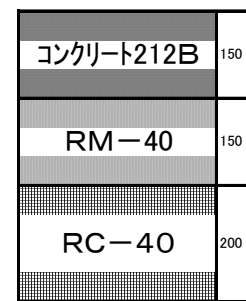


図6-2 コンクリート舗装(50)



《舗装構造図 2》 歩道舗装(アスファルト・コンクリート)

■ 歩道一般部(透水性舗装)

図7-1 歩道舗装(19)

(透水性, 歩行者・自転車用)

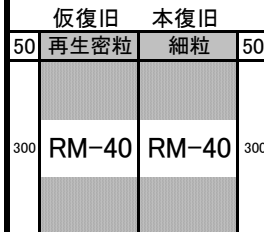


・プライムコートは設けない

■ 歩道乗入部(非透水性舗装)

図7-2 歩道舗装(35)

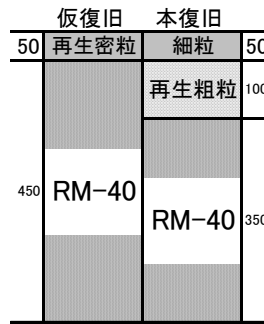
(A~C型)



※ 切下げ延長 3.03m~5.45mまで

図7-3 歩道舗装(50)

(D型)



※ 切下げ延長 5.45m超~7.27mまで

項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

※ 切下げ延長7.27mを超えた場合は別途協議とする。

■ 歩道乗入部(コンクリート舗装)

図8-1 歩道舗装(30)

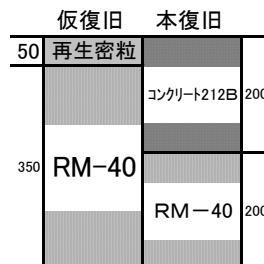
(A~C型)



※ 切下げ延長 3.03m~5.45mまで

図8-2 歩道舗装(40)

(D型)



※ 切下げ延長 5.45m超~7.27mまで

項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

※ 切下げ延長7.27mを超えた場合は別途協議とする。

《舗装構造図 3》 歩道舗装(インターロッキング)

■ 歩道一般部(透水性舗装)

インターロッキングブロック

図9-1 歩道舗装(23)

(透水性, 歩行者・自転車用)

60	透水性インターロッキングブロック
20	敷砂
	透水性シート
100	RC-30
50	遮断層用砂(フィルター層)

■ 歩道一般部(非透水性舗装)

インターロッキングブロック

図9-3 歩道舗装(18)

(透水性, 歩行者・自転車用)

60	普通インターロッキングブロック
20	敷砂
100	RC-30

■ 歩道乗入部(非透水性舗装)

インターロッキングブロック

図9-4 歩道舗装(30)

(A~C型)

80	普通インターロッキングブロック
20	敷砂
100	RM-40
100	RC-40

※ 切下げ延長
3.03m~5.45mまで

インターロッキングブロック

図9-5 歩道舗装(35)

(D型)

80	普通インターロッキングブロック
20	敷砂
100	RM-40
150	RC-40

※ 切下げ延長
5.45m超~7.27mまで

項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

※ 切下げ延長7.27mを超えた口場合は別途協議とする。

※ この図に無い特殊な構造もありますのでご注意ください。

※ 築造時期, 箇所により舗装構造が異なる場合があるため, 掘削時の現状復旧の場合がある。